

令和8年夏の交通事故防止県民総ぐるみ運動実施要綱

1 目 的

この時期は、夏季特有の暑さや行楽等による疲労、開放感による無謀運転などが増加することに伴い、交通事故が多発する傾向がある。

本運動は、このような情勢を踏まえ、県民一人一人の交通安全意識を高め、交通ルールの遵守・正しい交通マナーの実践を習慣づけることにより、県民総ぐるみで交通事故防止を図ることを目的とする。

2 期 間

令和8年7月16日（木）から7月25日（土）までの10日間

3 運動のスローガン

優しさと ゆとりを持って 安全に
〔 年間スローガン
ゆずりあい 人も車も いい笑顔 〕

4 運動の重点

- (1) こどもと高齢者の交通事故防止
- (2) 道路横断中の交通事故防止
- (3) 飲酒運転をはじめとした悪質・危険な運転の根絶
- (4) 自転車の交通ルール遵守とヘルメット着用・保険等加入の促進
- (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

5 県下一斉広報強化日

令和8年7月16日（木）

6 主 唱

福島県、福島県交通対策協議会

7 推進機関・団体

福島県交通対策協議会構成機関・団体

地方交通対策協議会構成機関・団体

市町村

市町村交通対策協議会構成機関・団体

8 運動の重点に関する主な推進項目

別紙のとおり

9 運動の進め方

各推進機関・団体は、「県下一斉広報強化日」に広報紙（誌）や広報車、テレビ・ラジオCM、SNS等の各種広報媒体を積極的に活用するなど、広く県民に対しこの運動の周知徹底を図るとともに、相互連携を強化し、地域に密着した効果的な運動を推進する。

10 実施計画・実施結果の報告

団体名	実施計画 報告様式	計画報告宛先 ・報告期限	実施結果 報告様式	結果報告宛先 ・報告期限
県交通対策協議会委員	第1号	県生活交通課 6月30日(火)	第2号	県生活交通課 8月24日(月)
各市町村交通対策協議会 (各市町村)	第3号	各地方振興局 6月23日(火)	第4号	各地方振興局 8月10日(月)
各地方交通対策協議会 (各地方振興局)	第1号 第5号 第3号転送	県生活交通課 6月30日(火)	第2号 第6号 第4号転送	県生活交通課 8月24日(月)